

「暴排の花がサイタマ」

第73回民事介入暴力対策埼玉大会 第22回暴力追放・薬物乱用防止埼玉県民大会のご案内



埼玉弁護士会民事介入暴力対策委員会委員長

弁護士 段 貞 行

1 本年十一月二十六日（金）、埼玉

県の大宮駅最寄りの大宮ソニックシティにおいて、午前九時三〇分から午後一二時まで、弁護士を中心に第七十三回民事介入暴力対策埼玉大会が開催され、午後一時三〇分から午後四時三〇分まで、第二回暴力追放・薬物乱用防止埼玉県民大会が開催されます。午後五時から午後七時まで、大宮ソニックシティ近くのパレスホテルで懇親会が催されます。

また、前日の十一月二十五日（木）、霞ヶ関カンツリー倶楽部で、弁護士による記念のゴルフ大会が開催されます。

2 第七十三回民事介入暴力対策埼玉大会

玉大会

(1) 午前中の協議会のテーマについては、埼玉弁護士会民事介入暴力対策委員会を中心に協議し、「反社会的勢力の不当要求行為の実態と対策」仮処分を中心として」とさせていた、いただきました。

警察の暴力団取り締まりの強化、暴対法の施行により、暴力団の不透明化、潜在化が進み、暴力団隠しとしてのエセ右翼行為、エセ同和行為が頻出し、さらには、暴力団員としての名刺を出さない、組事務所名前を掲げない、更には、組抜けをさせての資金獲得活動など、暴力団員の不透明化、潜在化が顕著になっています。このことは、暴力団構成員の数が年々減少しながらも準構成員との合計数が八万人を超えて推移し

ている現状からも明らかです（平成二二年度警察白書）。

これとともに、暴力団の資金獲得活動も多様化し、伝統的な資金獲得活動としての賭博、覚せい剤、恐喝のほかに、市民を対象にした市民間のトラブルに介入する事例（市民対象暴力）、企業を対象にした債権回収に介入する事例（企業対象暴力）、バブル崩壊後の行政を対象にした公共事業に参入する事例（行政対象暴力）など、新たな資金獲得活動を展開しています。

我々弁護士としては、暴力団の潜在化、資金獲得活動の不透明化に伴い、相手方の属性にとらわれることなく、相手方の行為が違法な点し不当であれば、これに対し適切に対応

することが必要と思われれます。

このことは、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成十九年六月十九日犯罪対策閣僚会議幹事会申し合わせ）の解説にもあるとおり、「暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人」を反社会的勢力ととらえ、単に暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊暴力集団等といった属性要件だけではなく、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為といった行為要件にも着目することが重要であるとの記載のとおりであります。従って、本大会におきましても、反社会的勢力の不当要求行為の事例

においても、一般市民と思われるが、要求が明らかに違法、不当な場合についてでも取り上げております。これは、右のような趣旨とともに、被害者にとっては、暴力団であろうが一般市民であろうが、困惑の程度については同等であることから、被害救済を旨とする弁護士立場から、取り上げた次第です。

(2) アンケートを踏まえて

まず、アンケートを全国の民暴委員にお願い致しましたところ、約一〇〇件のアンケートの回収ができました。弁護士もこの「全国センターだより」をご覧になることもあるかと存じますので、この場をお借りして心より御礼申し上げます。

アンケートの結果につきましては、夏季に合宿も行い、分析いたしました。大まかなところ、①主体について、②客体について、③行為について、④効果的な対策について、その傾向と対策について議論をいたしました。

①主体につきましては、右翼団体、指定暴力団、同和団体が多数を占め、総会屋はゼロでした。総会屋が減っている理由は、おそらく利益供与の規制により全国的にも減っている状況で、検挙数も全国で一、二件でし

た（「暴力団情報」平成二二年度上半期一六頁）。一般人と思われる人の不当要求事例も多く見受けられました。

②客体につきましては、個人、企業を対象とする不当要求行為が多く、公共団体に対する不当要求行為は少ない状況でした。暴力団情報によっても（平成二二年度上半期）、企業対象暴力より行政対象暴力が少ないことから、一般的な傾向であると思われる。埼玉県では、県土木事務所等に警察官〇Bを配置することにより行政対象暴力を抑制しております。

③不当要求行為については、脅迫的言動、面談強要、街宣活動が多くなっております。

④このような不当要求の対応につきましては、内容証明郵便、仮処分等で対応しております。

内容証明郵便を弁護士が送ること、事件が収束する事例も多数ありました。

もちろん、内容証明だけでは終わらない事例も多数あり、特に、街宣行為や直接交渉を求める業務妨害行為などでは、仮処分申立てが非常に効果的でありました。

仮処分申立ての手続きの中で、和解し不当要求をやめさせる場合や、仮処分決定により不当要求行為がや

む事例も多々ありました。もちろん、相手方によっては、仮処分決定だけでは不当要求行為が止まらず、間接強制に至り、訴訟まで必要な事例もありました。

このように、仮処分決定で不当要求がやむことから、依頼者としては満足的な結果が得られることがあります。これは「仮処分の本案代替化」（瀬木裁判官・民事保全法）機能と言われています。

確かに、当該依頼者においては不当要求行為がやむことが極めて重要であります。これだけでは、単なる被害の防止であって、反社会的勢力は、次のターゲットに対し不当要求行為を行うことになり、真に不当要求行為の再発防止にはつながらないように思っております。再発防止のためには、反社会的勢力に対し、積極果敢に、不当要求にかかる被害回復を行うことが肝要と思っております。

実際、仮処分後訴訟にまでなり、不当要求者の財産の強制執行を行うなどして、被害回復を図れた事例も複数あります。被害者の意向はもちろんです。被害回復を図るべく行動することが、不当要求行為の被害の一般予防につながり、さらには、

暴排運動に資するものであると、弁護士は肝に銘じることが必要です。

もちろん、被害者は一般人であることから、反社会的勢力に対する畏怖感があり、相手方をこれ以上刺激しないことや、相手方の資力の問題などから、積極的に被害回復のために訴訟等を行う事例は少ない事実は否めません。しかし、こと企業においては、今日、コンプライアンス（法令遵守）、企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility）からも、積極的に被害回復を図ることも、反社会的勢力に対して断固たる措置をとることを、社会的にもアピールすることが必要であると考えます。

また、不当要求行為の態様が刑法に抵触する場合には、積極的に警察への被害届、告訴により、不当要求行為者が逮捕されるなどして、要求自体が収束する事例もあり、さらには、指定暴力団である場合には、刑法に触れない場合でも、暴対法による中止命令等により、不当要求行為が収束する事例が多々あります。従いまして、弁護士としては、不当要求行為に対しては相談者に、断じて屈することのないように励まし、刑法・暴対法の適用を視野に入れて、

警察・暴追センターへの協力を仰ぐとともに、民事的には、迅速に内容証明を出し、法的土俵に乗せるために積極的に仮処分申立てを行う必要があると考えます。

被害救済については、立法的に、指定暴力団員については、暴対法三条の二により、威力利用の資金獲得活動の場合には、トップにまで責任を追及することができるようになったので（全国で約三件ほど裁判中）、この条項が使えるような不当要求行為においては、被害回復が図れる可能性が極めて高く、しかも、暴排活動に大きく寄与できると考えられます。

す。

このような場合以外には、地道に、相手方の財産に対して強制執行などを行う必要がありますが、預金の差押さえについては、近時金融機関での暴排運動により暴力団員が口座を保持しない流れからは、実効性は少ないと思われず、従前の事例でも、債権差押さえは実効性が乏しかったことが多かったようです。また、不動産の差押さえにつきましても、そもそも、不当要求行為者名義で所有していることも少ないことから、難しい面があります。ただ、街宣活動による場合、街宣車を差押さえ競売

した例や、街宣活動により名誉を毀損された場合には、名誉の回復のために謝罪広告掲載を実施した事例もありますので、工夫をして被害回復を図ることが必要だと思えます。

(3) 街宣禁止の仮処分については、審尋が不要な場合もあり、保証金がゼロの場合もありました。街頭宣伝禁止の範囲も様々でした。

また、管轄については、街宣活動を行っている場所の裁判所が仮処分の決定を行っていました。

(4) ホームページの記事による不当要求行為もありました。

(5) 協議会において、パネルディスカッションを実施する予定です。

右に述べたような点について、複数のパネリストに議論していた、あく予定ですが、仮処分が有用であることから、保全法に詳しい元裁判官、不当要求の事例を扱っている弁護士、警察庁の暴力団排除対策官をパネリストとして、討議していく予定であります。

3 午後の大会については、

① 一部 表彰

② 二部 講演

③ 三部 埼玉県警のミニコンサートです。

(1) 埼玉県では、例年一月に暴追

センター主催の県民会議が開催されていますが、本年は前倒しで、民暴埼玉大会と同日に開催していただくことになり、通常よりは大きめなソニックシティーの大ホールを用意していただきました。

内容につきましては、前記のとおりです。

(2) 講演につきましては、例年、日本弁護士連合会の民暴委員長などの講演をお願いしておりましたが、本年は、竹花豊氏にご講演をお願い致しました。演題は「暴力団問題は解決されつつあるのか」最近の事例から考える」です。

竹花氏は、警察庁に入庁後、暴力団対策室長として、暴対法の制定・施行に携わられました。平成十三年から平成十五年には広島県警察本部長として、暴力団の支配する暴走族問題を市民とともに解決されました。

その後、東京都副知事として、新宿歌舞伎町浄化作戦を指揮するなど、東京都の治安再生に取り組み、暴力団問題について、有意義なご講演をいただけるものと考えております。是非ご参加をお願いいたします。

4 このように盛りだくさんの内容ですので、ふるってご参加のほどよろしくお申し込み申し上げます。



とき 平成22年 11月26日 (金)
ところ 協議会 9:30~12:00 小ホール
大 会 13:30~16:30 大宮ソニックシティ 大ホール

主催：日本弁護士連合会、関東弁護士会連合会、埼玉弁護士会
財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター、埼玉県警察本部
後援：全国暴力追放運動推進センター、埼玉県